

# 「キャリアアップ助成金」が 令和2年4月1日から一部拡充されます！

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴って、対象となる労働者の処遇改善を行った事業主に対して支給される「キャリアアップ助成金」の2コースについて、令和2年4月1日実施分から以下のとおり拡充します。

## 選択的適用拡大導入時 処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合に助成  
(本コースは令和2年度までの経過措置です。)

### 拡充1

労使合意に基づく任意適用に向けて、保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を行った場合の**助成措置を新設！**

#### 【取組の内容】

- ・ 外部専門家(社会保険労務士等)を活用
- ・ 被用者保険の加入メリット等の説明・相談
- ・ 保険加入や働き方(就業時間等)の意向調査
- ・ 労使合意      ・ 任意適用(新規の保険加入)



【助成額】中小企業 **19万円** (大企業 14.25万円)

※生産性要件を満たした場合 24万円 (18万円)

### 拡充2

従来の基本給の増額を行う場合の助成メニューについては、**複数回支給を可能**とし、**2%以上の増額**も対象にします！

基本給の増額	助成額(中小企業1人当たり) 〈 〉は生産性要件あり	基本給の増額	助成額(中小企業1人当たり) 〈 〉は生産性要件あり
<b>2%以上</b>	<b>1.9万円 〈2.4万円〉</b>	7%以上	6.6万円 〈8.3万円〉
3%以上	2.9万円 〈3.6万円〉	10%以上	9.4万円 〈11.9万円〉
5%以上	4.7万円 〈6万円〉	14%以上	13.2万円 〈16.6万円〉

※(現行)任意特定適用時の1回限り→(拡充後)「新規の保険加入」+「基本給増額」の都度支給可能に。

※【拡充1】の取組に係る助成を受けた事業所に限ります。(同時の申請も可能です。)

※大企業の場合、上記の約75%の額を助成します。

### 拡充3

短時間労働者の生産性の向上を図るための取組(研修制度や評価の仕組みの導入)を行った場合の**加算措置を新設**します。

○ 取組の内容(下記のいずれも実施することが必要です)

- ・ 短時間労働者等の評価・処遇制度
- ・ 短時間労働者等に対する研修制度

○ 助成額：中小企業 **10万円** (大企業 7.5万円)

# 短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成（令和2年度までは、5時間未満延長でも、基本給を一定額以上昇給していれば助成対象となります。）

## 拡充

**経過措置の延長（1時間以上5時間未満の労働時間延長に係る支給、支給額、支給上限人数に係る経過措置の期限について、令和2年度末まで延長します）**

週所定労働時間延長	支給額（中小企業）
1時間以上2時間未満	45,000円 <57,000円>
2時間以上3時間未満	90,000円 <11.4万円>
3時間以上4時間未満	13.5万円 <17万円>
4時間以上5時間未満	18万円 <22.7万円>
5時間以上	22.5万円 <28.4万円>

5時間未満延長での助成金支給は、令和3年3月31日までの経過措置

【支給申請  
上限人数】  
(45人)

※ <>内は生産性要件を満たした場合の額です。大企業の場合、上記の約75%の額を助成します。  
※ 「賃金規定等改定コース」、「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」との併用も可能です。

## 選択的適用拡大導入時処遇改善コースと短時間労働者労働時間延長コースを併せて活用する場合の活用例

労使合意に基づく任意適用に向けて、保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を実施

【助成金】  
**19万円**

短時間労働者の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を実施

【助成金】  
**10万円**

1日の所定労働時間6時間、週3日勤務（週所定労働時間18時間）

↓  
週所定労働時間を**3時間延長**・基本給を1,000円から1,030円に**3%昇給**し、新たに社会保険を適用

【助成金】  
**1人当たり  
2.9万円  
(賃上げ分)  
13.5万円  
(時間延長分)**

1日の所定労働時間7時間、週3日勤務（週所定労働時間21時間）  
※ 1日1,210円、週換算で3,630円の賃金アップ

45人まで利用可能

上記事例の合計額 **45.4万円**

※各コースを活用することによって、労働者の皆さんの手取り収入の減少を防ぐと同時に、将来の年金等の受給額が増額されるだけでなく、事業主の皆さまにとっても人手不足の解消を図ることができるなど、労使双方にメリットがあります！

※処遇改善を行う前にキャリアアップ計画書の提出が必要になるなど、助成金受給に当たっては一定の条件があります。詳しくは最寄りの都道府県労働局やハローワークにお尋ねください。

(厚生労働省HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※社会保険の適用に関する相談やお問い合わせについては、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

※ **本リーフレットに記載の内容は、令和2年度予算の成立及び雇用保険法施行規則等の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。**